

あわら市クーリングシェルター指定に関する取扱要領

1 目的

改正気候変動適応法第 21 条に基づき、市長が指定する暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定、運営、管理に関する基準を定め、熱波や高温環境において地域住民の健康と安全を確保することを目的とする。

2 クーリングシェルターの指定と開放期間

(1) 指定の要件

市長は次の要件を満たすものをクーリングシェルターとして指定する。
なお、指定した施設等については、その概要を市がホームページ等で公表するものとする。

- ① 適当な冷房設備を有していること
- ② 利用者が一定時間休息できる椅子等を設置できること

(2) 承諾書の提出

クーリングシェルターの指定を受けようとする施設は、「クーリングシェルターの指定に係る承諾書」（様式第 1 号）を提出するものとする。なお、指定する施設が民間施設の場合は、併せて、「気候変動適応法に基づくクーリングシェルターに係る協定書」を締結するものとする。

(3) 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、クーリングシェルターから事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

(4) 指定の解除

指定を受けた施設が(1)の要件を満たさなくなった場合または指定を受けた施設から指定解除の申し出があった場合は、市長は指定を解除するものとする。

(5) 開放期間

クーリングシェルターとして施設を開放する期間は、指定の日から令和 7 年 10 月 22 日（水）までとし、令和 8 年度以降は、4 月の第 4 水曜日から 10 月の第 4 水曜日までとする。

3 クーリングシェルターの役割

- (1) クーリングシェルターは熱中症特別警戒情報が発表されている期間、あらかじめ届け出た開放日及び開放時間において、冷房設備の利用により過ごしやすい状態で施設を開放するとともに、利用者が椅子等に座って休息

できる環境を整える。なお、電気使用料など、クーリングシェルターの開放にあたって必要な経費については施設の負担とする。

- (2) クーリングシェルターは熱中症特別警戒情報が発表された日の利用実績を翌月初日に市長に報告するものとする。

4 市から提供する物資等

市長はクーリングシェルターに対して次の物資等を提供するものとする。

- (1) クーリングシェルターであることが分かるポスター
- (2) 熱中症予防に関する啓発資材
- (3) クーリングシェルター開設の手引き
- (4) 熱中症特別警報発表時の情報提供

5 その他

クーリングシェルターを利用した避難者が施設に損害を与えた場合は、双方協議の上、対応するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月22日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月23日から適用する。